

脱炭素の森づくりモデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、適切な森林整備による森林の二酸化炭素吸収機能の維持・向上を図るため、市町村が行う造林未済地等の植栽及び保育管理に対し、予算の範囲内において脱炭素の森づくりモデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業種目、事業実施主体及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

- 第3 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 前項の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実施計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

- 第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業に要する経費の配分の変更又は当該補助金以外の補助金等を活用することになった場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、事業内容の新設、廃止及び事業地の追加以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別表の事業種目のうち造林未済地等の植栽において、事業完了年度の翌年度の初日から起算して25年以内に当該補助金に係る事業施行地を森林以外の用途に転用する行為、補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせる行為又は補助事業施行地の皆伐を行う行為（森林作業道等整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしてはならない。
- (5) 第1号の条件によるもののほか、別記様式第2号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

（事業着手報告）

第5 補助事業者は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第4号による事業着手報告書を知事に提出するものとする。ただし、実施要領（令和7年10月6日施行）第6に基づき交付決定前着手届を提出した場合は、この限りでない。

（実績報告）

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、同規定により添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第3第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

（事業完了報告）

第7 補助事業者は、交付対象事業の完了後、当該事業完了年度内に第6の規定による事業実績報告書を提出できないときは、速やかに別記様式第6号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定による概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9 補助事業者は、第6第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様

式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第10 この要綱により知事に提出する書類は、原則として事業を所管する各地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所を経由するものとし、その提出部数は、各1部とする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月6日から施行し、令和7年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表

事業種目	事業実施主体	交 付 額
1 造林未済地等の植栽 2 植栽後の管理経費（食害対策等、下刈り） 3 除伐 15年生以下の森林を対象とする 4 保育間伐 15年生以下の森林を対象とする	市町村	(1) 植栽 1 ha あたり 森林育成事業の標準単価※ ¹ ×間接費率※ ² (2) 下刈り 1 ha あたり 森林育成事業の標準単価※ ¹ ×間接費率※ ² (3) 食害対策防護柵 1 m あたり 森林育成事業の標準単価※ ¹ ×間接費率※ ² (4) 食害防護資材（ネット） 1 ha あたり 森林育成事業の標準単価※ ¹ ×間接費率※ ² (5) 忌避剤散布 1 ha あたり 森林育成事業の標準単価※ ¹ ×間接費率※ ² (6) 除伐 1 ha あたり 森林育成事業の標準単価※ ¹ ×間接費率※ ² (7) 保育間伐 1 ha あたり 森林育成事業の標準単価※ ¹ ×間接費率※ ² ※1 標準単価は、令和7年度宮城県森林整備関係補助事業標準単価表に準ずる。 ※2 国の森林環境保全整備事業に準ずる。 （書類等で確認できる実施経費を上限とする）

別記様式第 1 号

年度脱炭素の森づくりモデル事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名

年度において脱炭素の森づくりモデル事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、脱炭素の森づくりモデル事業補助金金〇〇〇円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

[添付書類]

- 1 事業実施計画書 (別紙 1)
- 2 収支予算書 (別紙 2)
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号

年度脱炭素の森づくりモデル事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長氏名

年 月 日付け宮城県（森整）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度脱炭素の森づくりモデル事業について、事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

（別記様式1号に準じる。）

※ 変更事項ごとに2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号

年度脱炭素の森づくりモデル事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度脱炭素の森づくりモデル事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業種目及び事業内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間
- 4 今後の見通しと対策

年度脱炭素の森づくりモデル事業着手報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度脱炭素の森づくりモデル事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

区 分		事 項
事 業 内 容		
事 業 実 施 主 体		
施 行 箇 所		
事 業 量		
事 業 費		
補 助 金		
施 行 方 法		
期 間	着 手 年 月 日	
	完 了 予 定 年 月 日	

(注) 請負契約書、入札てん末書等の着手が確認できる書類を、必要に応じて添付すること。

別記様式第 5 号

年度脱炭素の森づくりモデル事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度脱炭素の森づくりモデル事業を別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第
1 2 条の規定により関係書類を添えて報告します。

なお、併せて精算金額〇〇〇円の交付を請求します。

記

- 1 事業実績書 （別紙 3－1（別表「事業種目」1 及び 2 の場合）、別紙 3－2（別表
「事業種目」3 及び 4 の場合））
- 2 収支精算書 （別紙 4）
- 3 事業完了年月日
- 4 振込先（全額を概算払いで受領済の場合は不要）
口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇）
- 5 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 森林計画図
 - (3) 実測図
 - (4) 完成写真
 - (5) 委託契約又は請負関係の場合にあっては、契約関係の書類
 - (6) その他知事が必要と認める書類

※ 添付する(3)実測図は、ポケットコンパス測量又はそれと同等の精度を有するものと
する。

別記様式第 6 号

年度脱炭素の森づくりモデル事業完了報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度脱炭素の森づくりモデル事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業内容

補助金の交付決定額及びその精算額

(単位：円)

区分	補助金交付 決定額	精算事業費額	補助対象 経費	既受領 交付金額	補助金	その他
合 計						

※ 区分には、作業種を記載すること。

2 実績報告書が年度内に提出できない理由

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 施業図
- (3) 実測図
- (4) 完成写真

年度脱炭素の森づくりモデル事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度脱炭素の森づくりモデル事業補助金について、補助金等交付規則第 1 5 条の規定によ
り金〇〇〇円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求を必要とする理由

2 概算払請求の内容

区 分	補 助 金 交付決定額	既受領額	請求月末の 予定出来高	今回請求額	残 額
	円	円	%	円	円
計					

3 振込先

口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

別記様式第 8 号

年度脱炭素の森づくりモデル事業補助金に係る消費税及び
地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度脱炭素の森づくりモデル事業補助金による事業について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等交付規則第 1 3 条の補助金の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した当該補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

別紙1 事業実施計画書

事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

区 分	総事業費（円）	負 担 区 分（円）		備 考
		補助金	その他	
事 業 費				
合 計				

(2) 事業費明細

事業内容	事業実行者	施行箇所名	事業量	総事業費	補助対象経費	負担区分(円)		実施期間	
						補助金	その他	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日
計									

(注) 事業内容は、造林未済地等の植栽、下刈り、保育間伐等を記入する。

別紙2

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

区 分	予算額 (円)	備 考
補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予算額 (円)	積算の基礎	備 考

(注) 積算基礎の欄には、実行経費がわかるよう（計算式等）記載する。

別途、任意様式による提出も可。

市町村名：

区分	施行箇所名	林 小 班				植栽本数 (本/ha)	林 齢	下刈り 回数	補助単価 (円)	面積 (ha) 又は 延長 (m)	補助金 (円)	作業形態
		林班	小班群	小班								
小 計												
合 計												

- (注) 1 区分は「造林未済地等の植栽」、「食害対策（防護柵、食害防護資材（ネット）、忌避剤散布）」又は「下刈り」のいずれかを記載し、それぞれの面積又は延長、補助金の小計と、全区分の合計を記載すること。
- 2 補助金は林小班ごとに記載すること。
- 3 「造林未済地の植栽」を実施した場合は、「作業形態」欄に「一貫作業」「通常作業」のいずれかを記載すること。
「一貫作業」とは、伐採で使用した林業機械により、地ごしらえや苗木運搬等を行うこと。

市町村名：

区 分	施行箇所名	林 小 班			樹 種	林 齢	伐採率 (%)	面 積 (ha)	補助単価 (円)	補助金 (円)
		林班	小班群	小班						
小 計										
合 計										

(注) 区分は「除伐」又は「保育間伐」を記載し、それぞれの面積、補助金の小計と、全体の合計を記載すること。

別紙 4

収 支 精 算 書

(1) 収入の部

区 分	予算額 (円)	精算額 (円)	差引増減 (円)	備 考
補 助 金				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額 (円)	精算額 (円)	差引増減 (円)	備 考
補 助 金				
そ の 他				
計				

(3) 補助金精算

区分	補助金交付決定額 (円)	精算事業費額 (円)	補助対象経費 (円)	精算交付金額 (円)	既受領交付金額 (円)	差引交付金未受領額 (円)	備考
計							